

2021年4月吉日

お客様 各位

ニッタン株式会社

二酸化炭素ガス消火設備の安全対策について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

2021年4月15日に東京 新宿区で「二酸化炭素消火設備の誤作動」による死亡事故が発生しております。二酸化炭素ガス消火設備誤放出による死亡事故は2020年12月、2021年1月にも発生しており事故を踏まえ、消防庁より2020年12月23日消防予第410号通知「二酸化炭素消火設備の放出事故の発生について」、2021年1月23日消防予第22号通知「東京都港区における二酸化炭素消火設備の放出事故の発生について」の通知が発出されております。

通知の内容としては「二酸化炭素消火設備が設けられている付近で他の設備機器の設置工事、改修工事又はメンテナンスが行われる場合には、誤作動や誤放出を行わせないよう第三類の消防設備士又は二酸化炭素消火設備を熟知した第一種の消防設備点検資格者が立会うこと」等の安全対策を徹底する通知となっております。

本案内につきましては、弊社が契約しております消防設備定期点検契約に、二酸化炭素消火設備が含まれておりますお客様に下記の通り御案内をさせて頂いております。

何卒、ご理解、ご賢察賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 対象設備

二酸化炭素消火設備

2. 内容

二酸化炭素消火設備が設けられている付近で他の設備機器の設置工事、改修工事又はメンテナンスが行われる場合には、弊社までご一報頂きますようお願い申し上げます。

第三類の消防設備士又は第一種消防設備点検資格者が立ち合い、誤作動、誤放射が発生しないための事前措置を対応させて頂きます。

3. 費用

他の設備機器の工事概要及び期間により費用が異なりますので別途御見積書を作成致します。

4. お問合せ先

弊社営業担当までご連絡ください。

以上